

令和7年度 長岡市特定教育・保育施設等の利用定員について

1 施設の状況

施設区分	R6 (4月1日時点)	R7 (4月1日時点)	増減	3歳未満児 の受け皿の 増加分(人) (定員ベース)	備 考
認定こども園	40	40	0	△ 65	
保育園	42	42	0	△ 72	
地域型保育事業	11	11	0	△ 7	
公立幼稚園	1	1	0	—	
合 計	94	94	0	△ 144	

2 利用定員等の状況

(1)入園申込の状況 (各年度1月31日時点)

区 分	1号	2号	3号	うち0歳	合計
申込者数(令和6年度)	1,140	3,870	2,751	313	7,761
申込者数(令和7年度)	997	3,851	2,568	298	7,416
増減	△ 143	△ 19	△ 183	△ 15	△ 345

(2)利用定員の状況 (各年度4月1日時点)

令和6年度	1号	2号	3号	うち0歳	合計	備考
認定こども園(公立含む)	1,320	2,408	1,869	311	5,597	
保育園	—	1,708	996	149	2,704	
うち公立保育園	—	1,039	516	59	1,555	
うち私立保育園	—	669	480	90	1,149	
地域型保育事業	—	—	199	62	199	
公立幼稚園	10	—	—	—	10	
合計	1,330	4,116	3,064	522	8,510	

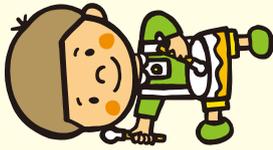
令和7年度	1号	2号	3号	うち0歳	合計	備考
認定こども園(公立含む)	1,168	2,449	1,804	310	5,421	今後、入園決定 (3月以降)の状 況により増減す る可能性あり
保育園	—	1,633	924	154	2,557	
うち公立保育園	—	973	467	66	1,440	
うち私立保育園	—	660	457	88	1,117	
地域型保育事業	—	—	192	58	192	
公立幼稚園	5	—	—	—	5	
合計	1,173	4,082	2,920	522	8,175	
増減(令和6年度比較)	△ 157	△ 34	△ 144	0	△ 335	

1号:満3歳以上で、幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分を利用する児童

2号:満3歳以上で、保育園又は認定こども園の保育園部分を利用する児童

3号:満3歳未満で、認定こども園の保育園部分又は保育園又は地域型保育事業を利用する児童

新制度で増える教育・保育の場



地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。
また、新たに「地域型保育」ができました。



幼稚園

3～5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、
園により午後や土曜日、夏休みなどの
長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者 制限なし。

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設



認定こども園

0～5さい

0～2さい

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3～5さい

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者 制限なし。

2つの
ポイント

①

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通いながれた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



保育所

0～5さい

就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

地域型保育

0～2さい

保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、
0～2歳の子どもを保育する事業



利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支障や空園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの
タイプ

①

家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

②

小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

③

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④

居宅訪問型保育

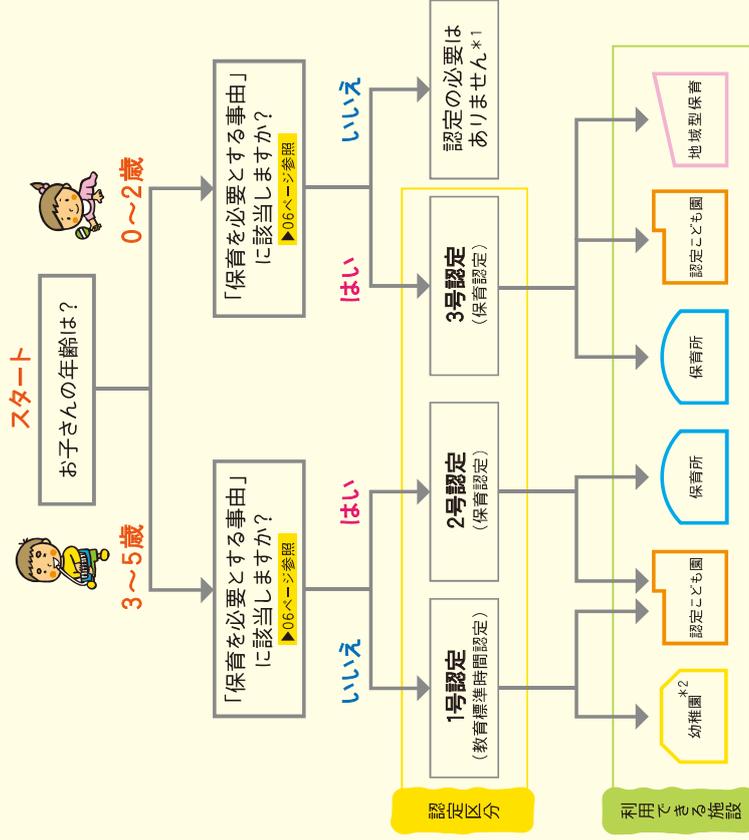
障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合に、
保護者の自宅まで1対1で保育を行います。



認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。▶09～10ページ参照
*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

● 共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？
▶ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

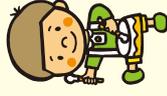
保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

(■は新たに加えられた事由)

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
- b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

※ 保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。



● 保育標準時間認定の場合、必ず1時間利用できるの？
▶ 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。(最長11時間)

[具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。]